

# 乳及び乳製品に使用される器具・容器包装の規格基準について

1. 乳及び乳製品(調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料、クリーム及び調製粉乳)の器具若しくは容器包装等の規格基準は、“乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年省令第52号:乳等省令)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号:告示第370号)で規定されている。
2. これまでに、平成21年8月の「薬事食品衛生審議会食品衛生分科会器具包装・乳肉水産食品合同部会」で審議がなされ、乳等省令における発酵乳等の容器包装等の規格基準を告示第370号に移行する方向性を了承。  
また、平成24年3月の「薬事食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会」で審議がなされ、ポジティブリスト化を踏まえた告示第370号の全面的な見直しの検討が進められていることも踏まえ、ポジティブリスト制度導入時期を待って、乳等省令の容器包装等の規格基準全体を告示第370号に移行し、器具・容器包装の規格基準を一つに統合することとする方向性を了承。
3. このような中、現在、「食品用器具・容器包装の規格基準改正に関する検討委員会」(国立医薬品食品衛生研究所への委託事業)において、告示第370号への統合について検討されているところ。
4. 今後、上記検討委員会の検討結果について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、その評価結果に基づき、省令及び告示改正に向けて必要な手続を進める予定としている。

# 器具・容器包装の規格基準

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)に規定される乳等の容器包装等に係る規格基準を、食品、添加物等の規格基準(告示第370号)に統合することについて、具体的な規定を検討。

## 食品衛生法 第18条

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令  
(昭和26年厚生省令第52号)

### 別表 四

乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

(一)  
乳等の器具

(二)(1)1  
牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリームの容器包装

(二)(1)2  
調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料の容器包装

(二)(2)  
調製粉乳の容器包装

食品、添加物等の規格基準  
(昭和34年厚生省告示第370号)

### 第3

器具及び容器包装

- 
- A. 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格
  - B. 器具又は容器包装一般の試験法
  - C. 試薬・試液等
  - D. 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格
    1. ガラス、陶磁器、ホウロウ引き
    2. 合成樹脂
    3. ゴム
    4. 金属缶
  - E. 器具又は容器包装の用途別規格
  - F. 器具及び容器包装の製造基準